

# 講演要旨集について

講演要旨集を希望される方は、当日、受付にてご購入下さい。  
予約販売はありません。ご了承下さい。

講演要旨集 1冊 3,000円(消費税込)

※参加申込・宿泊等は以下によりお申込みください。

## 申込のご案内

本研究集会の参加申込、宿泊、お弁当の申込受付は「東武トップツアーズ(株)東京法人東事業部」が担当させていただきます。研究集会参加費は無料です。

### 1 研究集会参加のご案内 10月9日(火)・10日(水)

参加ご希望の方は別紙申込書に○印をご記入ください。

### 2 懇親会のご案内 10月9日(火)

10月9日(火) 17:30~19:30で名古屋国際会議場「白鳥ホール」において懇親会を開催いたします。ご希望の方は別紙申込書に必要事項と懇親会欄に○印をご記入の上お申し込みください。

参加費:5,000円(消費税込)

注)懇親会の変更・取り消しは9月14日(金)までとさせていただきます。それ以降の変更・取り消しは出来ませんのでご注意ください。  
※懇親会費用については旅行契約に該当しません。

### 3 昼食弁当のご案内 10月9日(火)・10日(水)

10月9日・10日(水)の昼食(お弁当)の事前予約販売をいたします。  
ご希望の方は別紙申込書のご希望日に○印をご記入の上お申し込み下さい。

お弁当:1食 1,200円(消費税込・お茶付)

\*お弁当の当日販売は行いませんので事前にご予約されることをお勧めいたします。  
注)お弁当の変更・取り消しは9月14(金)までとさせていただきます。それ以降の変更・取り消しは出来ませんのでご注意ください。  
※お弁当のご用意については旅行契約に該当しません。

### 4 宿泊のご案内 10月8日(月)・9日(火)・10日(水)

宿泊手配をご希望の方は別紙申込書に必要事項をご記入の上お申し込み下さい。  
(この宿泊代金は研究集会参加者及びご同行者に限ります。)  
※申込書にご希望のホテルの申込記号をご記入下さい。  
※ご希望のホテルをご用意出来ない場合もございます。  
(満室の場合は希望以外のホテルでご案内いたします。)  
※ツインルーム(2名)をご希望の場合は、申込書の備考欄に同室者氏名もご記入下さい。  
★受付け順とさせていただきますのでお早めにお申し込み下さい。

## 5 宿泊ホテル一覧 宿泊日:平成30年10月8日(月)・9日(火)・10日(水)

エリア	地図番号	ホテル名	ご旅行代金(お一人様)			会場最寄駅 (日比野駅) からのアクセス	備考
			申込 記号	部屋 タイプ	宿泊代金 (朝食付)		
栄	①	第二富士ホテル	A	シングル	8,500円	電車・徒歩で 約30分	10/8・10/10は 禁煙ルームのみ 10/9は禁煙喫煙指定不可
	②	プリンセスガーデンホテル栄	B	シングル	9,000円	電車・徒歩で 約25分	禁煙ルームのみ
金山	③	名鉄イン名古屋金山	C	シングル	8,500円	電車・徒歩で 約18分	禁煙喫煙指定不可
	④	サイプレスガーデンホテル	D	シングル	12,000円	電車・徒歩で 約15分	10/9のみ喫煙ルーム有り

- 宿泊代金:1泊朝食付、消費税・サービス料込/お一人様当たりの代金
- 名鉄イン名古屋金山の朝食はホテルによる無料サービスです。
- 東武トップツアーズ(株)が企画・実施する募集型企画旅行です。[最少催行人員1名・添乗員は同行致しません。]
- 別紙の旅行条件書を事前にご確認の上、お申込下さい。

## 参加申込方法

### ■ 申込方法

「第32回全国浄化槽技術研究会参加申込書」に必要事項をご記入の上、郵送又はFAXにてお申込み下さい。  
日本環境整備教育センターのホームページ上でウェブからのお申込みも可能です。  
<http://www.jeces.or.jp/spread/meeting.html> ←左記URLよりお申込みください。  
 なお、電話による参加申し込みはお受けできませんので予めご了承下さい。

### ■ お申込・お問合せ先

【旅行企画・実施】

東武トップツアーズ株式会社 東京法人東事業部

TEL:03-6667-0592

FAX:03-6667-0564

観光庁長官登録旅行業第38号  
一般社団法人 日本旅行業協会 正会員



ボンド保証会員



旅行業公正取引  
協議会 会員



(営業時間:平日9:00~18:00 土・日・祝日は休業)

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-10-5(住友生命茅場町ビル2階)

「第32回全国浄化槽技術研究会・第40回浄化槽行政担当者研究会」係

担当:第2営業部 本多 E-mail:[kento\\_honda@tobutoptours.co.jp](mailto:kento_honda@tobutoptours.co.jp)

(総合旅行業務取扱管理者:尾崎 利行) 旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。

このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。【客国18-353】

★研究会の運営に関するお問い合わせは「公益財団法人 日本環境整備教育センター」にご連絡ください。

〒130-0024 東京都墨田区菊川2丁目23番3号 TEL 03-3635-4880 FAX 03-3635-4886

### ■ 申込受付期間 平成30年7月19日(木)～9月7日(金)18:00迄

### ■ 参加申込書記入上の注意

- (1)「第32回全国浄化槽技術研究会参加申込書」の「新規」を○で囲んで下さい。
  - (2)記入例をご参照の上ご記入下さい。(ご希望の期日欄・該当欄に申込記号または○印)  
宿泊は[申込記号]、お弁当は[○印]です。
  - (3)宿泊のお申し込みで、ツインをご利用の場合は必ず申込書の備考欄に同室者氏名もご記入下さい。
  - (4)宿泊施設のお申し込みは、先着順にて受付致します。
  - (5)郵送でお申し込みの方は、控えとしてコピーをお取り下さい。また、6名以上でお申し込みの場合は本紙をコピーしてご利用下さい。
  - (6)お申し込み後の変更・取消は、参加申込書控えを訂正の上、FAXにてご連絡下さい。
- ※迅速なご連絡のため、メールも利用させていただきます。不都合の無い方はメールアドレスをご記入ください。

## ■ 申込の回答

- (1) 郵送又はFAXでの申込書到着後、1週間以内にFAXにてご回答いたします。  
 (2) 宿泊(客室数)には限りがありますので、ご希望に添えない場合もございます。  
 ご希望に添えない場合や調整が必要な場合は、弊社担当者よりご連絡いたします。

## ■ 変更・取消について

- (1) 「申込書」の「変更・取消」のいずれかに○を付け、必要事項を修正・ご記入の上、FAXにてご連絡下さい。なお、お申し出が平日18時以降・土・日・祝日の場合は、翌営業日が受付日となります。また、電話での変更等はお受けできませんので、予めご了承下さい。  
 (2) 宿泊につきましては、取消発生日により下記取消料を申し受けます。

契約解除の日		取消料(お一人様)
旅行開始日の前日から起算して	7日前から2日前まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前日		旅行代金の40%
旅行開始日当日		旅行代金の50%
旅行開始後又は無連絡不参加		旅行代金の100%

- \* 宿泊について契約成立以降に解除される場合は、1泊ごとに上記の取消料を申し受けます。  
 \* ご宿泊当日12時までに当支店に取消の連絡がない場合は無連絡不参加として取扱い、100%の取消料を申し受けます。  
 \* 10月8日(月)は支店の休業日にあたるため、取消については宿泊施設にお申し出下さい。

- (3) 懇親会・お弁当の変更・取消は9月14日(金)迄とし、それ以降の取消は100%の取消料がかかります。

## ■ 各種参加券・予約確認書・ご請求書等の送付について

平成30年9月19日(水)から21日(金)「各種参加証(宿泊・弁当等)及び申込明細書・請求書」を申込担当者様宛てに送付致しますので、お申込みいただいた内容をご確認下さい。

## ■ 支払い方法及び返金について

お支払い方法は、銀行振込でお願い致します。

- (1) 予約確認書等と一緒に送る請求書の記載額を弊社指定銀行口座へ指定期日までに  
お振込み下さい。振込先の銀行口座は請求書に記載してあります。なお、振込手数料は  
お客様負担とさせていただきますので、予めご了承下さい。  
 (2) 領収証が必要な場合は別紙申込書の領収証項目に○をつけるか、事前にお問合せ先へご連絡  
ください。  
 (3) ご返金については、研究集会終了後2週間に銀行振込にてご返金致します。

## ■ 申込から精算までのスケジュール

項目	期日等	備考
申込締切	平成30年9月7日(金)18時必着	参加申込書を郵送又はFAX
申込回答	申込後、1週間以内	FAXにてご回答 (ご希望に添えない場合もございますので、 回答書をご確認願います。)
予約確認書等の送付	平成30年9月19日(水)～21日(金)	内容をご確認下さい。
代金の払込	平成30年9月28日(金)迄	銀行振り込みにてお願い致します。
精算返金	集会終了後、2週間以内	銀行振込にてご返金します。 (お客様の返金振込先銀行口座等 は後日お伺いいたします。)

# 旅行条件

旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書の一部となります。この条件に定めない事項は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款は当社ホームページからご覧いただけます。

この旅行は東武トップツアーズ株式会社東京法人東事業部（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。旅行契約の内容や条件は、当パンフレットの記載内容、本旅行条件書、確定書面（最終日程表）、並びに当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

## 1、お申込み方法・条件と旅行契約の成立

(1) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表者としての契約責任者から申込みがあった場合、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を当該代表者が有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、当該代表者との間で行います。  
(2) 所定の申込書によりお申込みください。

(3) 旅行契約は、当社が契約を承諾し、旅行代金を受領した時に成立するものとします。

(4) 障がいのあるお客様、高齢のお客様、妊娠中のお客様など、お客様の状況によっては、当初の申込内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要となる可能性があります。特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ず事前にお申し出ください。

## 2、旅行代金のお支払い

旅行代金は、「申込のご案内」『支払い方法及び返金について』の条件によりお支払いいただきます。これ以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までに支払いいただきます。

## 3、旅行代金に含まれるもの

「申込のご案内」に記載のとおりです。それ以外の費用はお客様負担となります。

## 4、旅行内容・旅行代金の変更

(1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合においてやむを得ないときは、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。天候等の不可抗力により航空機等の運送機関のサービスが中止又は遅延となり、行程の変更が生じた場合の宿泊費、交通費等はお客様の負担となります。

(2) お申込みいただいた人数の一部を取消される場合は契約条件の変更となります。実際にご参加いただくお客様の旅行代金が増減となる場合がありますのであらかじめご了承ください。詳しくは係員におたずねください。

## 5、旅行契約の解除

(1) お客様は、「申込のご案内」『変更・取消について』記載の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。また、当社は当社旅行業約款の規定に基づき、旅行開始前及び旅行開始後であっても、お客様との旅行契約を解除することがあります。

(2) お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、また、申込人数から一部の人数を取消される場合も、上記取消料の対象となります。

(3) 申込人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の実施を中止します。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目、日帰り旅行にあっては旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

## 6、旅程管理及び添乗員等の業務

(1) 添乗員は同行いたしません。(2) 必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行なっていただきます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行っていただきます。

## 7、当社の責任及び免責事項

(1) 当社は、当社又は手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。

ただし、手荷物の損害については、14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お1人様15万円を限度として賠償します。（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）

(2) お客様が、次のような当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社に責任を負いません。①天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ③自由行動中の事故 ④食中毒 ⑤盗難 ⑥運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更又はこれらによる日程の変更や目的地滞在時間の短縮 ⑧、旅程保証

(1) 当社は契約書面及び確定書面に記載した契約内容のうち、次の①～⑧にあたる重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、1企画旅行につき合計15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。

①旅行開始日又は旅行終了日 ②入場する観光地又は観光施設、レストラン、その他の旅行目的地 ③運送機関の等級又は設備のより低い料金への変更 ④運送機関の種類又は会社名 ⑤本邦内の出発空港又は帰着空港の異なる便への変更 ⑥宿泊機関の種類又は名称 ⑦宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の名称の条件 ⑧前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項

(2) ただし、次の場合は、当社は変更補償金を支払いません。

①次に掲げる事由による変更の場合（ただし、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。）

ア、旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変イ、戦乱 ウ、暴動 エ、官公署の命令 オ、欠航 不通、休業等運送・宿泊機関等のサービスの中止 カ、遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 キ、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置 ②契約書面・確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。

(3) 当社は、お客様の同意を得て、金額による変更補償金の支払いに替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

## 9、特別補償

当社は、特別補償規程の定めるところにより、お客様が旅行中に急激かつ偶然の外来の事故により、その身体又は荷物に被られた一定の損害について、補償金及び見舞金を支払います。死亡補償金1,500万円、入院見舞金2～20万円、通院見舞金1～5万円、携帯品損害補償金 旅行者1名につき15万円以内。

## 10、お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失、法令違反、当社の旅行業約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。

(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。

(3) 旅行開始後に、パンフレット等に記載された内容と実際のサービス内容が異なること認識した場合、旅行中に事故などが発生した場合は、旅行地においてすみやかに当社又は旅行サービス提供機関にお申し出ください。

## 11、個人情報の取扱い

(1) 当社は、旅行のお申込みにあたってお預かりするお客様の個人情報につきまして、お客様との連絡、お申込みいただいた旅行の手配と旅行サービスの提供、当社の旅行契約上の責任や事故時の費用等を担保する保険手続のために利用させていただくほか、お客様への商品やキャンペーンのご案内、ご意見・ご感想等のアンケートのお願い、お客様のお買い物の便宜、データ処理、旅行参加時におけるご案内などのために利用させていただきます。

(2) 当社は、本項（1）の利用目的の範囲内で、個人情報の取扱いについて当社と契約を締結してい

る運送・宿泊機関、保険会社、免税品店などの土産物店、当社が旅行手配を委託している手配代行者、当社募集型企画旅行販売委託会社あるいはデータ処理や案内業務を委託している業者等に対し、お客様の氏名、パスポート番号ならびに搭乗される航空便名等、年齢、性別、住所、電話番号、国籍等の個人情報を、あらかじめ電子的方法で送信する等の方法により提供させていただきます。また、事故等の発生に関連し警察の捜査時の資料提供及び国土交通省・観光庁その他官公署からの要請により個人情報の提供に協力する場合があります。

(3) 当社は、旅行中に傷病等があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしております。この個人情報は、お客様に傷病等があった場合において、国内連絡先の方に連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて、国内連絡先の方の同意を得るものとします。

(4) 申込書、参加者名簿、お伺い書等の記載内容に誤りがあった場合、旅行の手配やサービスの提供等に支障を来す恐れがありますので、正確な記入をお願いいたします。お申込みいただく際には、これら個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。

(5) 個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、個人情報の訂正・追加・削除、個人情報の利用の停止、個人情報の消去又は第三者への提供の停止等をご希望の場合は、取扱事業所へお申し出ください。なお、個人情報管理責任者は当社コンプライアンス室長となります。

## 12、お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただし、交替に際して発生した実費についてはお客様にお支払いいただきます。

## 13、その他

(1) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(2) この旅行条件・旅行代金は 2018年7月19日現在を基準としております。

## 【旅行企画・実施】

観光庁長官登録旅行業第38号



東武トップツアーズ株式会社

東京法人東事業部



東京都中央区日本橋茅場町2-10-5

住友生命茅場町ビル2階

電話番号03-6667-0545

FAX番号

営業日 平日 09:00～18:00 土・日・祝日 休業

一般社団法人日本旅行業協会正会員

bonds保証会員

総合旅行業務取扱管理者：尾崎 利行

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

# ■会場および宿泊ホテルのご案内



## 参加者の皆様へ

- 廃棄物発生抑制のため、参加者が持ち込まれた新聞・雑誌・ペットボトルなどは、各自が持ち帰るようお願い致します。
- 地球温暖化対策として温室効果ガスをできるだけ排出しないようにするため、本大会会場への来場には、なるべく公共交通手段を使うようお願い致します。
- 会場内の温度設定は、夏の推奨冷房温度28℃を保つよう心がけておりますので、ご協力をお願い致します。